

第7節 郵便・信書便事業

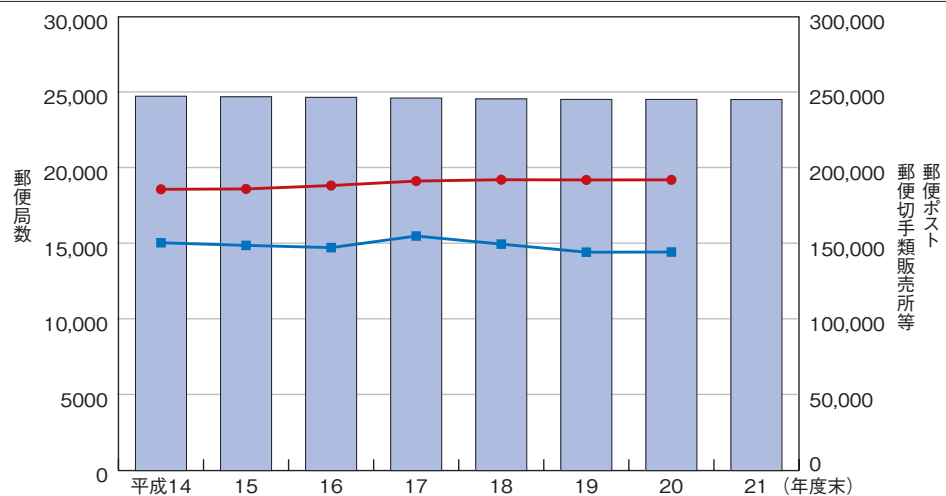
1 郵便事業

(1) 郵便事業関連施設数

●郵便局数がほぼ横ばいの一方、郵便ポスト数及び郵便切手類販売所・印紙売りさばき所数は増加傾向

平成21年度末における郵便局数は、2万4,531局となっている（図表4-7-1-1）。この内訳をみると、直営の郵便局が2万236局、簡易郵便局が4,295局となっている。また、郵便局を営業中、閉鎖中の別でみると、営業中が2万4,280局、閉鎖中251局となっている（図表4-7-1-2）。

図表4-7-1-1 郵便事業の関連施設数の推移



郵便局	24,752	24,715	24,678	24,631	24,574	24,540	24,539	24,531
郵便ポスト	185,966	186,200	188,458	191,423	192,300	192,157	192,213	-
郵便切手類販売所・印紙売りさばき所	150,617	148,889	147,410	155,069	149,734	144,383	144,481	-

※ 平成21年度末の郵便ポスト及び郵便切手類販売所・印紙売りさばき所の数値は集計中

総務省資料により作成

図表4-7-1-2 郵便局数の内訳(平成21年度末)

(単位:局)

営業中の郵便局				閉鎖中の郵便局				計
直営の郵便局		簡易郵便局	小計	直営の郵便局		簡易郵便局	小計	
郵便局	分室			郵便局	分室			
20,191	36	4,053	24,280	9	—	242	251	24,531

※ 「簡易郵便局」は、委託契約により営業している郵便局

※ 「閉鎖中の郵便局」は、一時閉鎖として窓口業務を休止している郵便局

※ 「閉鎖中の郵便局」の「簡易郵便局」242局のうち、90局においては、移動社員又は渉外社員の出張サービスを実施

※ 「営業中の郵便局」の分室36局のうち、2局は、簡易郵便局の一時閉鎖の応急処置として暫定的に設置

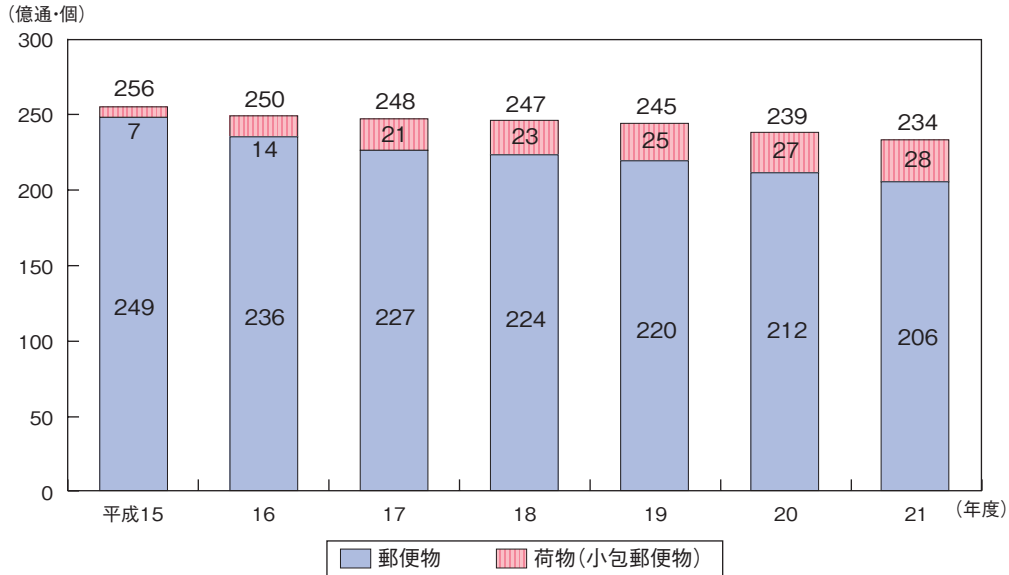
総務省資料により作成

(2) 引受郵便物数等

●小包郵便物を除き減少傾向

平成21年度における総引受郵便物数等は、233億8,742万通・個（内国通常引受郵便物205億8,275万通、荷物（内国小包郵便物）28億467万個、国際郵便物6,131万通）となっている（図表4-7-1-3）。

図表4-7-1-3 総引受郵便物数等の推移



※ 旧郵便法の規定による小包郵便物は、郵政民営化後、貨物自動車運送事業法に基づくサービス(荷物)として提供されている

総務省資料により作成

(3) 郵便事業の財務状況

●平成21年度の郵便事業の純利益は、前年度と一転して474億円の赤字

平成21年度の郵便事業の純利益は、474億円の赤字となっている（図表4-7-1-4）。なお、経常利益は、569億円の黒字である。

図表4-7-1-4 郵便事業損益(決算)

	平成15	16	17	18	19上期	19下期	20	21(年度)
純利益	263	283	26	18	-756	694	298	-474

※ 平成15年度から平成19年度上期までは、日本郵政公社郵便業務の決算(セグメント情報)であり、平成19年度下期から平成21年度は、郵便事業株式会社の決算であり、単純には比較できない

※ 平成15年度から平成19年度上期までの数値は、純利益額であり、平成19年度下期から平成21年度の数値は、当期純利益額(法人税等税引後利益)である

※ 平成19年度上期の数値は整理資源負担金等一括処理額(特別損失)を控除した数値である

※ なお、郵便事業の場合、年賀葉書販売やお歳暮ゆうパックなどの影響により、年度の下半期の営業収益のウエイトが高いため平成19年度上期決算は赤字となっている

※ 平成21年度の数値は、宅配便を取り扱う子会社の株式評価損等(特別損失)の影響により、赤字となっている

総務省資料により作成

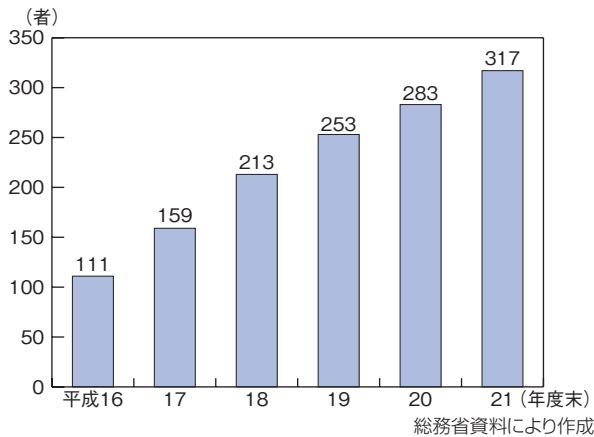
2 信書便事業

(1) 事業者数

●特定信書便事業者数は、1号役務を主として年々増加する傾向

平成15年4月の民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）施行後、一般信書便事業¹への参入は行われていないものの、特定信書便事業²への参入は着実に増加しており、平成21年度末現在で317者が参入している（図表4-7-2-1）。また、提供役務の種類別にみると、1号役務での参入が比較的多く見られる（図表4-7-2-2）。

図表4-7-2-1 特定信書便事業者数の推移



図表4-7-2-2 提供役務種類別・事業者数の推移

	平成16	17	18	19	20	21(年度末)
1号役務	80	132	176	206	235	263
2号役務	48	63	77	96	103	113
3号役務	47	73	101	124	141	164

※ 複数役務を提供する事業者がいるため、参入事業者とは一致しない
 ・1号役務 長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務
 ・2号役務 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務
 ・3号役務 国内において、その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達する役務

総務省資料により作成

(2) 売上高

●特定信書便事業の売上高は毎年増加しており、平成20年度には35億円に達している

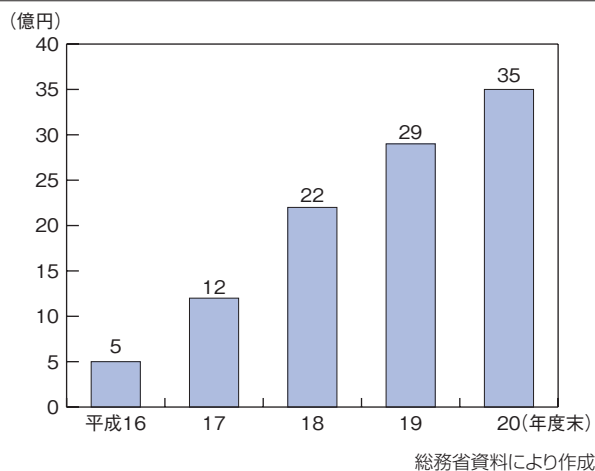
平成20年度の特定信書便事業の売上高は、35億円となっており、対前年度比21%の伸びを示している（図表4-7-2-3）。

(3) 取扱実績

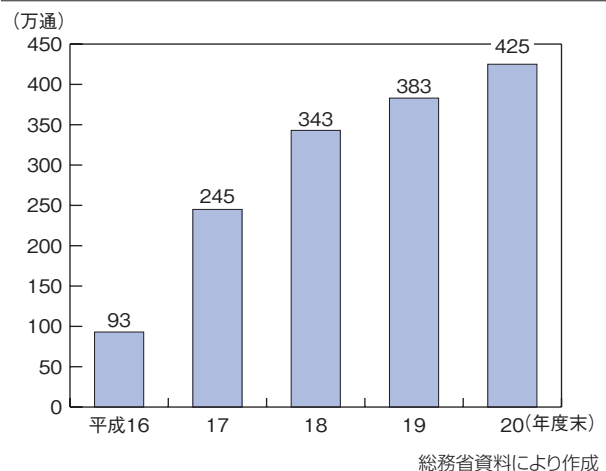
●引受信書便物数は毎年増加しており、平成20年度末には425万件に達している

平成20年度の引受信書便物数は、425万通となっており、対前年度比11%の伸びを示している（図表4-7-2-4）。

図表4-7-2-3 信書便事業者の売上高の推移



図表4-7-2-4 引受信書便物数の推移



1 一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業

2 創意工夫を凝らした「特定サービス型」の事業。特定信書便役務（1号～3号）のいずれかをみたます必要がある